## 第2回 犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議における主な委員意見への対応

分類	意見	対応
推進体制	推進体制は、支援の土台になるところであり、	「2基本的な方針」から「3
	重要だと考えるため、もっと前の項目に位置づ	施策」までがひとまとまりに
	け、重要性を示してもらいたいと思う。	なると考えるため、順番の入
		れ替えは行っていません。
	県が市町村の被害者支援を支援する連携というの	被害者支援の連携ができ
	が必要だと思っている。すべての市町村窓口に専門	る専門職の雇用を含め、県の知識は対けたお話してより
	知識を持った方を置くということはなかなか難しい	の相談体制を検討してまい   ります。
	ところがあるとすると、少なくとも県の方の相談窓	) J J y o
	口には、専門知識を持った方を置き、県の担当者が	
	市町村の担当者をスーパーバイズしたりとか底上げ	
	したり相談に乗ったり、そういうようなフォローア	
支援体制	ップしていく連携が必要だと思う。 - 県の体制の中で、一般職員の方々というのは、	被害者に寄り添った支援
义拨评刑	無理に何年間か異動させないということではな	のできる専門職の雇用を含
	大陸に同年間が実勤させないということではな   く、社会福祉士等の対人援助のプロの元で、一緒	め、県の相談体制を検討し
	に学びながらと支援に従事するジョブローテーシ	てまいります。
	ョンの形でいいと思う。そこで、可能であれば社	
	会福祉士とか精神保健福祉士を非常勤で雇用し、	
	その方と、兼務で構わないので1名ないし2名職	
	員の方をつけて、支援を回していくというのが、	
	犯罪被害者等支援の教育にとっても一番スムーズ	
	なのかなと感じている。	
	第3次犯罪被害者等基本計画の中で、地方公共	
	団体に対して社会福祉士、精神保健福祉士及び臨	
	床心理士の専門職の活用を働きかけることになっ	
	たことから、地方公共団体が専門職を採用した	
	り、活用して、支援を行っていくという動きが高	
	まってきている。そういった専門的なスキルを持	
	った人が多機関連携を進めたりとか、スムーズな	
	支援、あるいはその対人的な流れなどを考えてい	
	くことが、制度の永続的な、実効的な運営のため	
	にも大事なことなのかなと考えている。	
	ワンストップでの支援の仕組みを必ず確立して	
	いただきたい。でないと、県の条例を定めた意味	
	がなく、今までの被害者支援の体制と何も変わら	
	ない状況がまた続いていくと感じる。また、そこには、東佐といるのは難しいかも知れないが、対	
	には、専任というのは難しいかも知れないが、対	
	<ul><li>人援助ができる専門職の方を入れていただきた</li><li>い。専門職の方が一般の職員を随時リードしなが</li></ul>	
	い。専門職の方が一般の職員を随時リートしなが   ら、或いはフォローしながら支援を実施するとい	
	う体制を取っていただきたい。	
	ノ戸門で払ってくたにでにてっ	

分類	意見	対応
支援体制	実際の具体的な支援を行う際の、どういう風な	大阪府の被害者調整会議
	対応をするのかということを、連携機関で調整を	は、愛知県被害者支援連絡協
	する会議、そういったものもぜひ設けていただき	議会の「会員相互のガイドラ
	たい。大阪府の条例の、被害者調整連絡会議とい	イン」体制に被害者早期援助
	うものがあって、それが念頭にはあるが、愛知県	団体を加えたものであること
	でもそういったものを設ける必要があるんじゃな	から、同ガイドラインの活用
	いかと思う。	を検討してまいります。
検証体制	条例等の施行状況の中に、相談窓口で具体的に	指針に、施策の実施状況の
	どういうような支援を行ったのかということも含	フォローアップを位置づけま
	まれると思うし、その検証を行うということは犯	す。
	罪被害者等基本計画においても前提とされてお	また、支援の検証方法につ
	り、当たり前のことだと思う。そういったものが	いては指針に基づき具体化す
	行われない限り、作ったら作りっぱなしになって	るものであると考えていま
	しまうため、指針の見直しの前提となる、個々の	す。
	具体的な支援について、必ず第三者も入れた形で	
	の会議・検討といったものを行う場を設けていた	
	だく必要があると思うため、この指針の中で、そ	
	ういった検証の場についての定めというのを、必	
	ず入れていただきたいと思っている。	
	検証の場としては、犯罪被害者等支援を総合的	指針に、施策の実施状況のフ
	かつ計画的に推進するために必要な事項を調査・	オローアップを位置づけます。
	検討する機関というような位置づけで、検証会議	また、支援の検証方法につい
	というような名前で設置していただければいいの	ては指針に基づき具体化するも
	かなと思う。	のであると考えています。
	検証する機会や、仕組みとしての会議・会合は	施策の実施状況のフォロー
	指針に取り入れて欲しいが、果たしてその中に被	アップでは必ず被害者の意見
	害者が同席をする場面があるのだろうかと思う。	を聴くことを盛り込みます。
	会議・会合に被害者を同席させることが大変であ	
	れば、年1回、定期的に被害者団体を呼んで、或	
	いは仕組みの中に当事者の団体を組み込み、研修	
	をしたり、意見を聴くという会合を作っていただ	
	きたいと思う。	
骨子案の構成	現在の骨子案は、目指すべき姿の後に、具体的な重	指針の構成を、取組方針と
	点課題や取り巻く状況だとか、窓口の問題、フローが	取組方針に基づく改定を前提
	挿入されてしまっており、基本的な方針のもとにある	とした重点取組を位置づけ、
	基本指針がないように思われる。本来は、全体の取組	重点取組に施策を位置づける
	方針というものに、施策の体系が示されるべきだと思	形としました。
	うが、それが示されていないため、指針になっていな	
	い感じがする。このままだと基本方針の、指針の基本	
	的事項がないため、施策のぶら下がるところがない	
	し、支援における重点課題の検証をすることもできな	
	いと思う。	

## 第2回 犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議における委員意見への対応

分類	意見	対応
骨子案の構成	指針に基づいて行われる支援が適切かどうかを検	指針に取組方針を明示し
	証するためには、愛知県として、犯罪被害者等支援	ました。
	にこう取り組みますという基本的な姿勢が必要であ   ると思う。	
財政上の支援	- ~ 2.00~。 - 条例第 21 条の「公表」については、個々の条項	条例では財政上の措置を
の扱い	との関係で、関係するかといわれると全体に掛か	「県は、犯罪被害者等支援に
	ってくることになるため、そうなのかなと思う	関する施策を推進するため必
	が、条例第20条の「財政上の措置」については、	要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定
	具体的な施策との関係でどういう財政上の措置を	しており、施策推進の前提と
	取るのかということも問題になりえると思う。今 後、指針の見直しに当たっては、具体的な施策方	なるものであることから、指
	針に紐づかないから入れないということになる	針には加えていません。
	と、指針の中でこうした財政上の措置は入らない	
	ということになりかねないので、一度そこの辺り	
	は必ずしもそうじゃないかなという風に、意見を	
No de Se	申し上げておきたい。	
日常生活の支	個別ケース毎に対応できるのかどうかという判してなるができる。	柱2に「その受けた被害の
援を受ける項	<ul><li>■断になるだろうと思うが、対応できるかできない</li><li>■かということも含めて、自身が必要だと思えば対</li></ul>	回復又は軽減及び生活の再建
目	応できるように、具体的な日常生活の支援といっ	を図るために必要とされる」
	たことになるのかなと思うが、そのような項目を	の文言を加えました。
	入れていただければいいのかなと思う。	
	県が条例を作って、市町村と一緒にやりましょ	
	うというところで進めていくのであれば、日常生	
	活への支援というところでも、県が、市町村に対 して、既存の制度を使いながら、一緒に取り組み	
	ましょうという姿勢を示していくべきではないか	
	なと思う。	
被害者支援に	被害者の支援には、従前ある施策に加えて必要	見舞金等、犯罪被害者等
特化した施策	になる施策もあると思うので、今ある施策を寄せ	に特化した施策も加えてま
の掲載	てくるというだけじゃなくて、特化した施策も入	いります。
	れていく必要があるかなと思う。	別冊には、既存の被害者支
被害者支援における行政資	既存の制度、施策を活用することの是非もある かと思うが、既に財源が確保されている施策を活	媛に活用できる施策を掲載し
源の活用	用するということはとても重要だと思っている。	てまいります。
105×21ロ /TI	社会福祉法では包括的支援体制というのが平成30	
	年4月から施行されており、高齢者、障害者、子	
	ども、生活困窮者という風に、福祉の要請が縦割	
	りで出されているものを、横の連携を強めていこ	
	うということを規定し、その体制整備が自治体で   進められている。そのため、既に財源があるサー	
	世のられている。そのため、既に財保があるリー   ビスを活用するということはとても重要だと思っ	
	ている。	
-		

分類	意見	対応
図の作成	本日案として出た、調整の会議や、検証の会 議、連絡協議会等について、今あるものとこれか ら新設されていくものが一目で分かる図式という のを作っていただきたい。	「4推進体制」及び「7資料」の(2)において、図を作成しました。
他県計画への 被害者支援掲 載	県でも、地域福祉支援計画を策定されていると 思うが、そこに、加害者支援である再犯防止推進 だけではなく、被害者支援も、「被害者支援を充実 させる」等の一文を明記していただければ市町村 に繋がっていくのではないかなと思う。	県の地域福祉計画は昨年度 末に策定されており、次回改 訂時に掲載できるよう働きか けてまいります。

- ※ 類似する意見については代表的なものを掲載しています。
- ※ 具体的施策に関する意見については、今回の素案作成時に反映はさせていません。次年 度以降の参考とさせていただきます。